

地方分権改革推進委員会の第1次勧告について

今回の勧告においては、住民に身近な行政は地方で担い、「国と地方の二重行政」を排除する観点から、国と地方の関係の基本的な考えが示された。

また、重点行政分野の抜本的見直しや基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大などが盛り込まれた。

しかしながら、地方六団体として第1次勧告に先立って、そこに盛り込むべき事項としての諸点を要請したにもかかわらず、改革の具体的な内容が今後の各府省の検討に委ねられ、今後の2次勧告以降に先送りされたものもかなり多く見受けられる。これらについては、今後、地方の実情に沿った分権改革が実現されるよう、委員会において追加して勧告を行うことを強く求める。

都道府県から市町村への権限移譲について、市町村合併の進展等により行政体制の整備が進んでいることを踏まえ、市に優先的に移譲を進めるなどといった考えが記述されているが、何を以て「行政体制の整備が進んでいる」としているかが全く不明である。

地方分権の基本は、規模の大小や財政の裕・不裕を問わず、自治体が創意と工夫を凝らしたまちづくりを進め、住民福祉の向上が図られるよう、その自由度をいかに高めるかにある。そして、国の関与をできるだけ排し、必要な財源保障を確実に行うことにある。国と地方の役割分担を見直すことは当然であるにしても、都道府県と市町村との関係に関わる問題は、それぞれの自主性に委ねることを基本とすべきである。

都道府県からの事務権限の移譲に関し、359項目を市町村に移譲するとしているが、移譲先は市が大半である。しかし、市町村は、人口5万人以下の市が245ある一方、人口3万人以上の町村が76ある。制度的・実態的に市と町村の違いについて、どの程度掘り下げた議論、検討がなされて勧告に至ったのか甚だ疑問である。こうした実態を踏まえずに、単に「市」と「町村」を名称だけで一律に区別して制度を仕組む考え方には賛成できない。

また、勧告は「平成の市町村合併」が何であったのかの検証をすることなく、それによって生じた問題点を等閑視し、単に合併が進んだから権限移譲を推進するという趣旨を述べているが、こうした「はじめに権限移譲ありき」といった考え方に賛意を示すことはできない。

平成20年6月20日

全国町村会長
山本文男